

契 約 書

- 1 契約名称
ぐんま天文台コンピュータ・ネットワークシステム賃貸借及び保守業務
- 2 業務の内容
ぐんま天文台コンピュータ・ネットワークシステム賃貸借及び保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。
- 3 業務期間
契約締結の日から令和 1 4 年 7 月 3 1 日まで。
- 4 賃貸借及び保守期間
令和 9 年 8 月 1 日から令和 1 4 年 7 月 3 1 日まで。
- 5 契約金額 金●●●, ●●●, ●●●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●, ●●●, ●●●円）
- 6 契約保証金
免除

令和●年●月●日

発注者 所在地 群馬県吾妻郡高山村大字中山 6 8 6 0 - 8 6
名称 群馬県立ぐんま天文台
代表者 台長 平井 愛明

受注者 所在地 ●●●●●●●●●●●●●●●●
名称 ●●●●●●●●●●●●●●●●
代表者 ●●●●●●●● ●●●●

契 約 約 款

（総則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、ぐんま天文台コンピュータ・ネットワークシステム賃貸借及び保守業務に関する事項についてこの約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別に定める仕様書に従い、この賃貸借及び委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

（工程表）

第2条 乙は、契約締結後速やかに、システムの更新及び導入に係る業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（監督員）

第3条 甲は、この契約の履行について、自己に代わって業務の履行状況を監督し、必要な指示又は乙との協議を行う監督員を定め、乙に書面により通知するものとする。

2 甲は、事前に書面により乙に通知することにより、監督員を変更することができる。

（技術担当者等）

第4条 乙は、契約担当者及び技術担当者を定め、その氏名、所属、連絡先その他必要な事項を甲に書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項に定める事項に変更が生じたときは、遅滞なくその内容を甲に通知しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託）

第6条 乙は、本契約で定める場合のほか、事前に甲の承諾を書面で得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。

2 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、この契約の履行に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（成果品の自由使用权）

第8条 甲は、この契約の成果品を自由に利用し、又これを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

（業務内容の変更）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容を変更し又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとする。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

らない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（履行期限の延長）

第 10 条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することが出来ないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査、引渡し及び業務完了の確認）

第 11 条 乙は、システム一式の更新及び設置、設定、移行作業及び試験を完了し、仕様書に定める構築に係る成果物を提出したときは、システム構築完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙 1 に定める各対象期間に係る保守業務を履行したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第 1 項のシステム構築完了報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に、当該システムについて、仕様書に基づく検査を行わなければならない。

4 甲は、第 2 項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に、当該対象期間に係る保守業務について、仕様書に基づく検査を行わなければならない。

5 甲は、前 2 項の検査を完了したときは、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

6 前 2 項の検査の結果、仕様書に定める要件を満たしていない事項その他の不備又は不具合が認められた場合、乙は、甲の指示に従い、遅滞なく必要な修正、補正又は是正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修正、補正又は是正に要する費用は、乙の負担とする。

7 第 3 項の検査に合格したときをもって、賃貸借物件の引渡しが完了し、システム一式の更新及び設置に係る業務が完了したものとする。

8 第 4 項の検査に合格したときをもって、当該対象期間に係る保守業務の履行が完了したものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第 12 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期限内に完了する見込みがあるときは、甲が乙から違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、業務委託料に対し、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年 12 月 12 日法律第 256 号）第 8 条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した金額（計算した額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。）とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項の規定による賃貸借料又は業務委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の遅延利息を甲に請求することができる。

（賃貸借料の支払い）

第 13 条 乙は、賃貸借物件の引渡しが完了したのち、甲に対して賃貸借期間の開始日から当該年度末までの当該年度分の賃貸借料の支払を書面をもって請求することがで

きる。

また、次年度以降については、当該年度分の賃貸借料を年度当初にまとめて請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

（業務委託料の支払い）

第 14 条 乙は、第 11 条第 2 項の規定による検査の合格の通知を受けたときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（部分払）

第 15 条 乙は、業務委託料の一部を別紙 1 のとおり分割して請求することができる。

- 2 前項の場合においては、第 11 条及び第 14 条の規定を準用する。

（甲の解除権）

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。
 - (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合、甲はその既済業務部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 4 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 17 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、当初の業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

（秘密の保持等）

第18条 乙は、情報セキュリティ対策を遵守し、その知り得た情報資産に関する守秘義務を負うものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反し、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（引渡した成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ものである場合の保証）

第20条 発注者は、成果物に契約不適合があるときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（資料の提供、管理及び返還）

第22条 甲は、乙に対し業務に必要な資料及び機器等を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

- 2 乙は、業務に不要となった資料及び機器等があるときは、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、甲から提供された業務に必要な資料及び機器等を施錠できる保管庫又は施錠、入退出管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、業務に必要な資料及び機器等は、業務以外の用途に使用してはならない。
- 4 乙は、甲から提供された業務に必要な資料を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく複製又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。

（作業の進捗状況の報告）

第 23 条 乙は、甲から指示がある場合には、受託した業務の進捗状況及び実績時間等について、甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

2 乙は、甲から指示がある場合には、打ち合わせ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第 24 条 甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督権及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施にかかる指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

(業務の遂行等)

第 25 条 乙は、情報セキュリティ上問題となる恐れのある OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフトを使用してならない。

2 乙は、業務以外に情報資産、ネットワーク及び情報システムにアクセスしてならない。

3 乙は、甲が指定する場所へ業務に用いる装置等の搬出入を行う際には、甲の許可を得なければならない。

4 乙は、管理マニュアル等を作成し、甲の指示に従い、定められた場所に保管しなければならない。

5 乙は、作業者の ID、パスワード等について、業務完了後速やかに、抹消しなければならない。

(障害時の対応)

第 26 条 乙は、障害発生時には甲の指示により復旧に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第 27 条 乙は、本件業務の実施に当たり、関係法令、規則、基準及び仕様書に定める甲の諸規程等を遵守しなければならない。

2 前項の法令等又は甲の諸規程等に改定又は変更があった場合は、乙は改定又は変更後のものを遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 28 条 本契約に関して生じる一切の紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約期間終了時の措置)

第 29 条 乙は賃貸借期間が終了し、甲がこの契約に基づく乙に対する全ての債務（賃貸借物件を返還する債務を除く）を履行した場合、賃貸借物件を無償で甲に譲渡するものとする。

この場合、物件の引渡は、物件の設置場所において現状有姿のまま行われるものとし、乙は譲渡物件の契約の内容に適合しない場合の責任（契約不適合責任）その他の責任を一切負わないものとする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約書の定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(除外事項)

第 31 条 天変地変その他甲乙いずれの責にも帰しがたい事由により発生した故障の修理は、本契約の対象外とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 32 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における賃借料及び業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

	賃 借 料	業務委託料
令和 9 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円
令和 10 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円
令和 11 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円
令和 12 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円
令和 13 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円
令和 14 年度	●●, ●●●, ●●●円	●, ●●●, ●●●円

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 33 条 債務負担行為に係る契約の部分払金の額については、第 15 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。